

第2 原爆被害の実態を直視すべきであること

第2 事件被上告人訴訟代理人

弁護士 佐々木猛也

- 1 青空が広がるのどかな朝の空気をいきなり突き破り、この世のものとは思えない、ものすごく強烈な橙色の光の波は、体に当たり、家の壁、庭の樹木にぶつかり通り去りました。そのとき、私は、爆心地から31.5キロ離れたところにいました。

地を割らんばかりのドゥガンと響く大音響。幾つもの雷が束ねて落ちた如き物凄い爆炸音。もくもくと沸き上がる真っ黒で巨大な爆煙は、やがて、きのこの形となり西の空に立ち聳えました。風に流されず、形を崩すことなく留まっていました。不安な気持ちに追いやったあの異様な情景を私は忘れられません。人類の存亡が危うくなったあの日、1945年8月6日のことです。

- 2 きのご雲の下では、熱線が襲い、皮膚が焼かれ、極熱の熱線にあぶられ、体内水分が蒸発し、人間が黒焦げに燃え炭になったのです。

放射線は、人々の体を貫き、細胞を殺し、DNAを切断し、タンパク質を破壊し、臓器を傷つけたのです。

放射線による影響はこれにとどまらず、誘導放射化された物質などによる残留放射線などや、きのご雲からの降下物、身体を冷やし、喉を潤ませた放射性物質を含む黒い雨、これらは、外部被曝、内部被曝による放射線被害を引き起したのです。

放射線被曝による急性症状は、近距離だけではなく、爆心地から2キロ以上離れた遠距離被曝者や入市被曝者にも多く発生しました。

生きながらえた被曝者も、次から次へと病気にかかったり、原因がわからない体調不良に襲われ、それは、ブラブラ病と呼ばれましたが、仕事を続けることができず困窮に陥り、家族生活の困難、社会的な偏見や差別に苦しんできたのです。

放射線被曝は、被曝から75年を経た今も、被曝者の体をむしばんでいるので

す。

- 3 昨年11月24日、広島を訪れたローマ教皇は、平和祈念碑（原爆慰霊碑）の前で、「ここで、大勢の人が、その夢と希望が、一瞬の閃光と炎によって跡形もなく消され、影と沈黙だけが残りました。一瞬のうちに、すべてが破壊と死というブラックホールに飲み込まれました。その沈黙の淵から、亡き人々のすさまじい叫び声が、今なお聞こえてきます。・・・あの時を生き延びた方々を前に、その強さと誇りに、深く敬意を表します。その後の長きにわたり、身体の激しい苦痛と、心の中の生きる力をむしばんでいく死の兆しを忍んでこられたからです。」と語りました。

厚生労働省は、被爆の実態に正面から向き合う姿勢はありません。そればかりか、遠距離被爆者や入市被爆者は、放射線にほとんど被爆していないと主張し、被害を矮小化し、原爆症の認定を抑制するのです。

要医療性に関する厚生労働省の主張も、被爆の実態を直視せず、被害の実態を矮小化したものです。

- 4 集団訴訟、ノーモア・ヒバクシャ訴訟のなかで、多くの下級審が、原爆被害の実態に正面から向き合ってきました。松谷訴訟最高裁判決に示された放射線起因性に関する総合判断の枠組みを土台に、新たな科学的知見、医学的知見を活用して、遠距離被爆者や入市被爆者を含む多くの被爆者の急性症状を認め、後障害の発生を認め、放射線起因性、要医療性を肯定したのです。

核兵器の非人道性と正面から向き合い、司法救済を実現したことは高く評価されるべきです。

- 5 最高裁判所が、要医療性の解釈において、被爆者の救済を実現する判断を下されることを求めます。